

# 藤枝法人会報

令和2年度

第10回

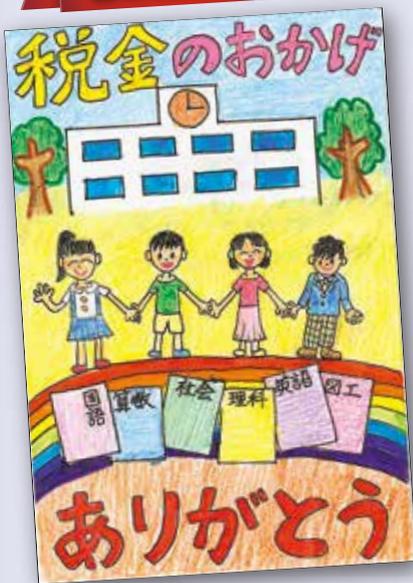


## 税に関する絵はがきコンクール

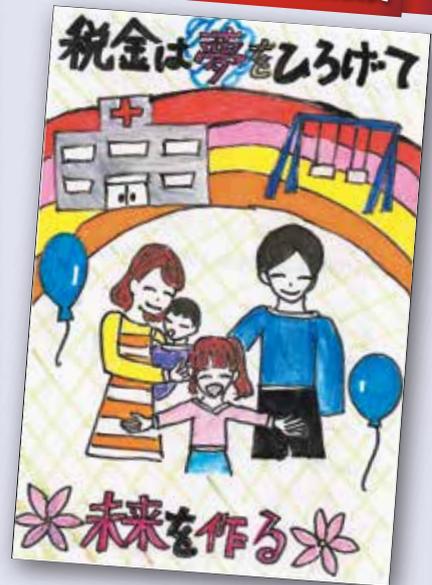


藤枝法人会長賞

藤枝税務署長賞



藤枝法人会女性部会長賞



優秀賞



優秀賞



No. 116

令和3年2月発行

発行所 公益社団法人 藤枝法人会 藤枝市藤枝4丁目7-16 (藤枝商工会議所2F)

TEL (054) 643-8410 FAX (054) 645-1310

E-mail svc-merit@fujieda-houjinkai.or.jp

URL <http://www.fujieda-houjinkai.or.jp>



めざます 企業の繁栄と社会への貢献

会員  
募集中

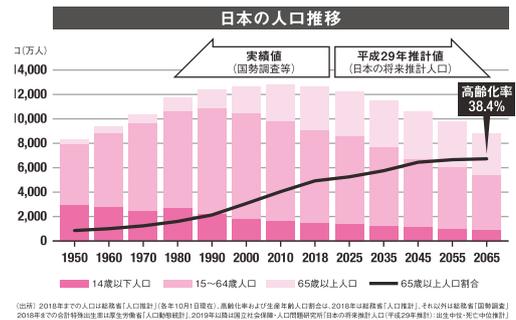


## コロナ禍の中小企業を救う「税制措置」と 未来のための「財政健全化」を求めます！



公益財団法人 全国法人会総連合  
会長 小林 栄三  
伊藤志商事(株) 名誉理事

中小企業を中心として全国約80万社の会員企業で構成される“経営者の団体”「公益財団法人全国法人会総連合(略称:全法連)」は、9月24日開催の理事会において「令和3年度税制改正提言」を決議しました。地域経済と雇用の確保の担い手である中小企業は、新型コロナウイルスの影響により、厳しい局面に立たされています。まずは、経営実態等を見極めながら、中小企業が事業を継続するために必要な支援策や税制措置を講じることを強く求めています。また、我が国財政は地方を合わせた長期債務残高が1,100兆円を超し国内総生産(GDP)の2倍と、先進国の中で突出して悪化していますが、そこに今回の新型コロナ対策による多額な債務が上乗せされました。我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えています。このため、将来世代に負担を先送りしないよう財政健全化にも配慮することとし、社会保障制度の基本的考え方、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進などについても提言しています。今後、この提言に基づき、全法連は政府・政党に、各地の法人会からは、それぞれの自治体などに対して提言活動を行ってまいります。



〈令和2年10月5日付 日本経済新聞社朝刊全国版から抜粋〉

### 令和3年度税制改正に関する提言(要約)

#### I 税・財政改革のあり方

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。そして今後も新たな感染症の大流行や経済危機、大規模な自然災害の発生が考えられる。せめて国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせずに現世代で解決するよう議論を開始せねばならない。そのうえで「コロナ後」を見据えた本格的な税財政改革に取り組むことが求められよう。

#### 1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

・新型コロナウイルスは収束の見通しが立たないことから、その影響は長期化が予想される。このため、新型コロナウイルス感染対策と経済活性化の両立を図っていかねばならない。とりわけ、コロナ禍の影響によって発生した生活困窮者や経営基盤が脆弱な中小企業には、引き続き実態等を見極めながら効果的な支援措置を迅速に講じていくことが重要であろう。

(1) 新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。中小企業は我が国企業の大半を占めており、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献していることから、その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。

その際、国や地方は今般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピーディーな給付等、実効性を確保することが重要である。

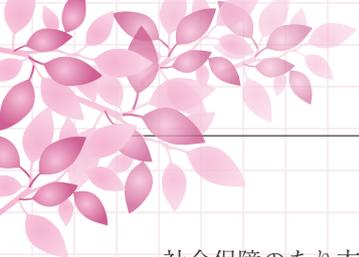
(2) 新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和をスピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、需要喚起を行うことも必要ではあるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。とりわけ、今年度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく用途をチェックする必要がある。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳入・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(4) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに、一部には日本国債の格付け引き下げの動きもでており、政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

#### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

・社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。



・社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

- (1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2)医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。
- (3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にとメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4)生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6)中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

### 3. 行政改革の徹底

・新型コロナウイルス対策についても、与野党を含めて政治の対応が迷走しているほか、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかになり、国民の不満と不信感は近年にないほど高まっている。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。

- (1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

### 4. マイナンバー制度について

・マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それは

今般の新型コロナ対策でも給付金申請手続きの混乱などで明らかになった。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

## II 中小企業が事業継続するための税制措置

### 1. 法人税関係

・中小企業は新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅している。さらに、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

#### (1)法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

#### (2)中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。

#### (3)中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」、および令和元年度税制改正で創設された「中小企業防災・減災投資促進税制(中小企業強靱化法)」は、令和3年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

#### (4)役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は原則損金算入とすべき。

②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき。

(5)新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長等

新型コロナウイルスの収束時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

## 2. 消費税関係

- ・消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいという、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。
- (1)現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」は、令和3年3月末日をもって適用が終了することとなっている。今般の新型コロナにより、中小企業が多大な影響を受けていることを考慮すると、同特別措置の適用期限を延長するとともに、引き続き、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3)システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。
- (4)令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした中で新型コロナの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

## 3. 事業承継税制関係

- ・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。
- (1)事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

- ①猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ②新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

## 4. 相続税・贈与税関係

- ・相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、次のとおり見直すべきである。
- (1)贈与税の基礎控除を引き上げる。
- (2)相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

## 5. 地方税関係

- (1)固定資産税の抜本的見直し  
令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。
  - ①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
  - ②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
  - ③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
  - ④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
  - ⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応

じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

#### (2)事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

#### (3)超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

#### (4)法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

### 6. その他

#### (1)配当に対する二重課税の見直し

#### (2)電子申告

### III 地方のあり方

・今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。そもそも地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、地方活性化の観点からも重要であることが指摘されてきた。これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

(1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。

(2)広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自自治体で広く導入すべきである。

(4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民

間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

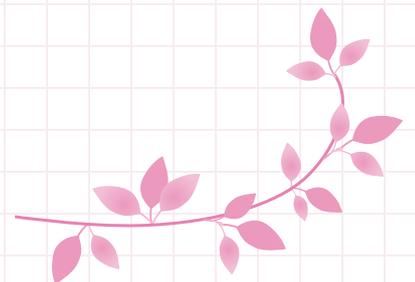
(5)地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

### IV 震災復興等

・東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」も最終年度である5年目に入ったが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。

### V その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実



# 行動する法人会



## —令和3年度税制改正に関する提言—

全法連では、令和3年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

### 自民党

予算・税制等に関する政策懇談会（税務・中小企業）  
11月5日

財政・金融・証券関係  
団体委員長

古賀 篤 氏 他



### 公明党

税制改正要望等ヒアリング  
11月17日

財政金融部会長

太田 昌孝 氏 他



### 立憲民主党

会派 財務金融部会 税制改正要望ヒアリング  
11月18日

財務金融部会長

牧山ひろえ 氏 他

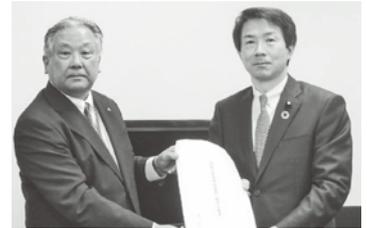


### 国民民主党

11月19日

税制調査会長

大塚 耕平 氏



左から 田中税制副委員長、大塚税制調査会長

### 財務省

10月14日

財務副大臣

中西 健治 氏



左から 田中税制副委員長、中西副大臣、  
飯野税制委員長、松崎専務理事

### 国税庁

表敬訪問 11月26日

長官 哲生 氏  
次長 鑑水 洋 氏  
課税部長 重藤 哲郎 氏



右手前から重藤課税部長、可部国税庁長官、鑑水次長  
左手前から飯野税制委員長、小林会長、松崎専務理事

### 総務省

10月19日

自治税務局長

稲岡 伸哉 氏



左から 松崎専務理事、飯野税制委員長、  
稲岡自治税務局長、田中税制副委員長

### 中小企業庁

10月21日

長官 前田 泰宏 氏  
事業環境部長 飯田 健太 氏



右から 飯田事業環境部長、飯野税制委員長、  
松崎専務理事、田中税制副委員長

# (一社)静岡県法人会 連合会長表彰状伝達式挙行

令和2年11月9日(月)松風閣にて、(公社)藤枝法人会主催による、(一社)静岡県法人会連合会長表彰状伝達式を、藤枝税務署の森下智署長様をはじめ関係団体のご来賓をお迎えして開催致しました。また、本年度は新型コロナウイルス感染症の影響で納税表彰式が中止となったため、法人会関係受賞者への表彰状贈呈もあわせて行いました。表彰式終了後、記念講演会として、ジャーナリストの龍崎孝氏をお迎えし「スポーツと政治」と題してご講演いただきました。



司会：坪井総務厚生委員長



牧田会長挨拶



ご来賓の皆様方

## 功労法人表彰 7社

多年に亘り法人会の事業に協力、また、会の発展に寄与され、納税道義の高揚及び税務行政への協力について、多大な功績が認められた「法人」に対する表彰です。



岡村建設工業(株) 岡村美根子 様



(株)共立アイコム 小林正敏 様



(株)コヤマ 小山明良 様



(株)鈴勝 鈴木良彦 様



大一運送(株) 山本雅義 様



(株)マーベラス 小長谷雅人 様



丸池(株) 池ヶ谷聡 様

納税表彰関係  
受賞者  
(法人会関係)

### 名古屋国税局長表彰



(株)鈴勝 鈴木良彦 様

### 租税教育推進校等 藤枝税務署長表彰



(公社)藤枝法人会 牧田和夫 様

### 藤枝地区税務推進協議会長表彰



(株)藤枝江崎書店 江崎由紀乃 様



(株)マーベラス 小長谷雅人 様



(株)マルハチ村松 橋村芳彦 様

おめでとうございます。



<ご来賓・受賞者の皆様方>

## 会員たる法人の役職員表彰 3名

法人会の発展に寄与され、勤務する法人の経理業務または税務関連事業において他の模範となる功績があったと認められた「会員法人の役職員」に対する表彰です。



五洋電産(株) 服部豪人 様



酒商こじま(株) 小嶋英公 様



(株)藤興 西野浩史 様

### 藤枝税務署長表彰



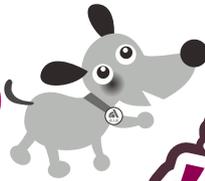
(有)静岡経営労務管理センター  
伊藤彰彦 様



(株)コハラ 小原照光 様

令和2年度

第10回



# 税に関する絵はがきコンクール

〈主催〉 公益社団法人 藤枝法人会女性部会  
公益財団法人 全国法人会総連合  
〈後援〉 国税庁／藤枝市教育委員会／焼津市教育委員会



法人会では、租税教育の一環として、小学6年生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を全国的に実施しています。藤枝法人会でも933点の応募がありました。入賞29作品をご紹介します。

## 藤枝税務署長賞



藤枝市立  
高洲南小学校 6年  
森下 陽向さん

講評

税金が教育に必要な「教科書」などに使われている様が丁寧に描かれているうえ、子供たちの笑顔がとても印象的で、国民一人ひとりの納めた税金が子供たちの教育を支えていることが一目で分かるすばらしい作品です。(審査員:藤枝税務署長 森下 智)

## 藤枝法人会長賞



焼津市立  
豊田小学校 6年  
佐野 文香さん

講評

この作品は、小学校6年生の身近な生活の中から、「学校」や「教科書」、「信号機」などを描き、「税金」が暮らしを支えているという事を理解し、それを伝えようとする作者の意気込みが感じられる点を評価しました。(審査員:藤枝法人会会長 牧田和夫)

## 藤枝法人会女性部会長賞



藤枝市立  
葉梨小学校 6年  
横井 彩帆さん

講評

先ず色使いが明るくハッキリしている事、そして家族の優しくこやかな表情に惹かれました。それがタイトルと結びついて、見ている私も幸せな気持ちになりました。税金を私達の生活にとって大切なものとして捉えているのが大変良くかかえる作品だと思います。(審査員:藤枝法人会女性部会長 岡村美根子)

## 優秀賞



焼津市立  
黒石小学校 6年  
前市岡 友芽さん

講評

いたわる、という気持ちがそれぞれの心があれば、きっとほとんどの事は乗り越えていけると思う。それに加えて、私たちが住んでいるこの国の支えがあれば尚のこと。そんな想いをストレートに感じた。

(審査員:画家 山本宗平)

## 優秀賞



焼津市立  
豊田小学校 6年  
増田 明南さん

講評

もちろんこの事態を乗り越えていくには他の様々な事も必要だが、この力強い願いに圧倒された。コロナの暗い影の中で、負けてたまるかと 勇気付けられる。

(審査員:画家 山本宗平)



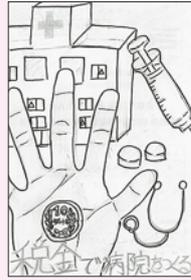
入選



藤枝市立葉梨小学校 6年  
柏谷 莉子さん



藤枝市立葉梨小学校 6年  
牧野 鼓太郎さん



藤枝市立葉梨小学校 6年  
秋山 楓さん



藤枝市立青島小学校 6年  
水野 碧さん



藤枝市立西益津小学校 6年  
松永 萌花さん



藤枝市立藤枝小学校 6年  
望月 一勢さん



藤枝市立青島北小学校 6年  
高木 凜さん



藤枝市立高洲南小学校 6年  
アイズリー ジェインさん



藤枝市立高洲南小学校 6年  
白幡 胡桃さん



藤枝市立高洲南小学校 6年  
飯塚 日子さん



藤枝市立高洲南小学校 6年  
井口 花菜さん



藤枝市立高洲南小学校 6年  
寺田 理紗さん



焼津市立小川小学校 6年  
村松 茜弥さん



焼津市立焼津南小学校 6年  
清水 琉羽さん



焼津市立焼津西小学校 6年  
竹田 芽久さん



焼津市立岡部小学校 6年  
平野 凜さん



焼津市立岡部小学校 6年  
中山 ひかりさん



焼津市立岡部小学校 6年  
小林 凜さん



焼津市立黒石小学校 6年  
浦田 杏菜さん



焼津市立黒石小学校 6年  
杉本 結葵さん



焼津市立港小学校 6年  
藤村 明菜さん



焼津市立和田小学校 6年  
高橋 優さん



焼津市立和田小学校 6年  
西坂 都さん



焼津市立和田小学校 6年  
小林 華波さん



# 税金に関する絵はがきコンクール



入賞29作品のポスター（一部上位入賞作品のみ）は、焼津市・藤枝市の様々な場所等に展示及び掲示を致しました。

1	藤枝法人会会報（2月号）	9	藤枝駅構内パープルビジョン
2	藤枝法人会ホームページ	10	焼津公民館
3	藤枝税務署	11	藤枝市文化センター
4	藤枝財務事務所	12	焼津文化会館
5	藤枝総合庁舎本館 正面玄関の情報モニター	13	しずおか焼津信用金庫 豊田支店
6	藤枝市役所1階ロビー	14	しずおか焼津信用金庫 高洲支店
7	藤枝市役所2階（税務課）	15	焼津シーガルドーム（確定申告期に申告会場）
8	藤枝市役所1階ロビー「ガラスサイネージ」		



## 令和2年度 税金に関する作品表彰式

本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により「税金に関する作品表彰式」は中止となりました。入賞された児童には表彰状及び記念品として図書カードを、また、応募多数の学校には感謝状を各学校へお届けしました。

また、上位入賞5名に関しては学校長様ご同席のもと校長室にて表彰状贈呈を致しました。



学校に対する表彰（感謝状贈呈）は以下の通りです。



葉梨小学校	豊田小学校
高洲南小学校	東益津小学校
岡部小学校	和田小学校
朝比奈第一小学校	港小学校
焼津南小学校	黒石小学校

(令和2年7月1日～12月3日)

# 法人会活動

## 全法連・東海法連・静岡県連



10月2日 (一社) 静岡県法人会連合会女性部会連絡協議会「第30回情報交換会」  
会場 / グランディエールブuketーカイ

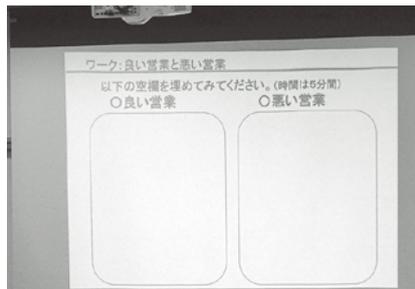


10月28日 (一社) 静岡県法人会連合会青年部会連絡協議会「第30回情報交換会」  
会場 / グランディエールブuketーカイ



11月30日 (一社) 静岡県法人会連合会「大規模法人等向け研修会」  
会場 / 静岡商工会議所

## 本会



7月1日 営業セミナー  
テーマ 「実践! 営業力強化セミナー」～他社との差別化と競争戦略を学ぶ～  
講師 / 株IAC代表 秋島一雄氏  
会場 / 焼津文化会館



8月18日 実務講座  
 テーマ 「バワハラ防止措置等の義務化への対応について」  
 「今後の労働・社会保険関連法案の改正予定と施行時期について」  
 講師 / 有静岡経営労務管理センター 代表取締役 伊藤彰彦 氏  
 会場 / 焼津文化会館



9月3日 弁護士講習会  
 テーマ 「労務に関するトラブル事例」～トラブルが起きた時、迅速かつ的確に対応するために～  
 講師 / 追手町法律事務所 弁護士 相川洋介 氏  
 会場 / 焼津文化会館



9月15日 税務講習会  
 <第1 講座>  
 テーマ 「県税のしくみと使いみち」  
 ～県税は何に使われているの?～  
 講師 / 静岡県藤枝財務事務所 所長 岡部秀哉 氏

<第2 講座>  
 テーマ 「税務調査の心構えと留意点」  
 講師 / 藤枝税務署 法人課税第一部門 上席国税調査官 長澤正明 氏  
 会場 / 焼津文化会館



10月21日 実務講座  
 テーマ 「行動が早い人になるための段取り術」  
 講師 / 風土刷新コンサルタントオフィス ハセガワ 主宰 長谷川孝幸 氏  
 会場 / 焼津文化会館



10月27日 税務講習会  
 テーマ 「年末調整に係る留意点」  
 講師 / 藤枝税務署 法人課税第一部門上席国税調査官 佐藤典興 氏  
 会場 / 焼津文化会館



11月9日 記念講演会  
 演題 「スポーツと政治」  
 講師 / ジャーナリスト・流通経済大学スポーツ健康科学部 教授 龍崎 孝 氏  
 会場 / ホテルアンピア松風閣

## 青年部会



11月10日 税金教室  
 テーマ 「税金との付き合い方」～税について考えてみよう～  
 講師 / 藤枝税務署 法人課税第一部門統括国税調査官 山本 宏 氏  
 会場 / 小杉苑

## 女性部会



12月3日 教養講座  
 演題 「人を笑顔にする話し方」  
 講師 / お笑いタレント、接客日本一コンサルタント 大島和也 氏  
 会場 / 焼津文化会館



# 瀬戸川の大洪水から思うこと

ふじえだ観光案内人の会 橋本昌吉

## 1 堤防決壊箇所の碑

瀬戸川勝草橋の上流右岸に明治43年の「堤防決壊箇所の碑」がある。碑は志太河川敷公園堤防のサクラの木の下にひっそりと建っている。たまたまウォーキングの途中で気付いたのですが、立札には青島町誌からの抜粋による由来が記されていた。

その時は、「なるほど!」と思った程度だったが、さらに上流にいくと、瀬古一丁目の住宅地に不似合いな土塁があることに気付いた。最初は庭の築山かと思ったが、石積には「大正2年10月築堤」と刻まれていた。時期的に明治43年時の復旧堤防に違いない。それにしても現在の堤防より数十メートルも内側にあり、新堤防との間には住宅地が続いている。

先ほどの決壊の碑といい住宅地内にある堤防跡といいこの地に何があったのか。興味が湧き、市史・郷土史を紐解いてみた。



## 2 その当時の気象

明治43年は、8月に入っても梅雨前線が根強く南岸に停滞し、8月1日から14日まで連日、降雨が続いた。その上7日には台湾の南東海上に台風が発生し、北東に進み10日朝、潮岬の南海上に達した。中心気圧も993mb以下と勢力を強め、10日14時浜松沖で東に向きを変え、11日朝房総半島をかすめ太平洋上に抜けた。さらに、悪いことに二つ目の台風が、14日に沼津付近に上陸し甲府から北関東を通過し、東日本各地で甚大な水害が発生した。この二つの台風が梅雨前線を刺激し、この地に大雨を降らせた。

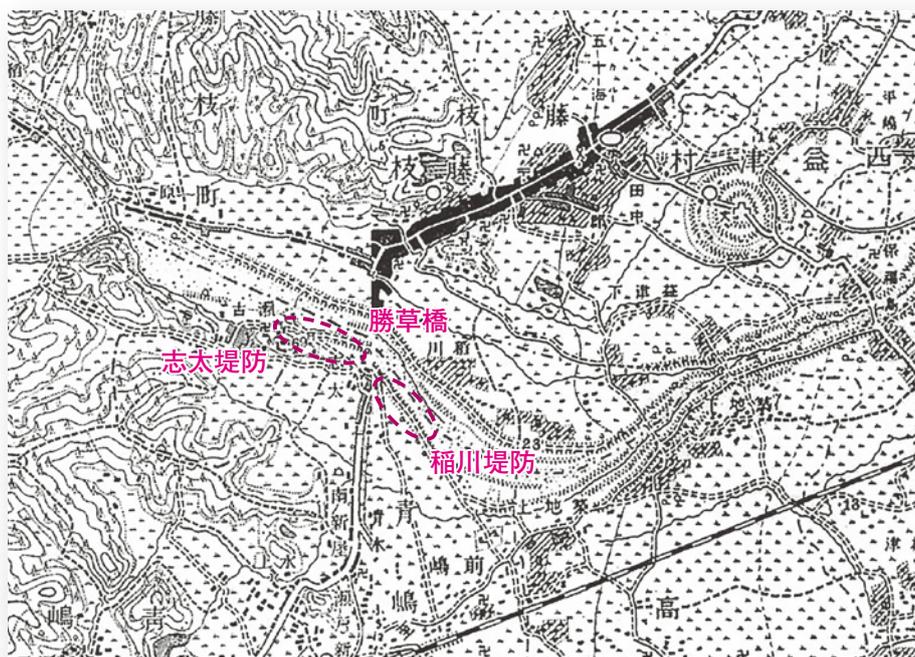
藤枝市史によると、志太郡では2日から雨が降り続き、7日頃から豪雨となり11日まで降り止まず、9日は日雨量300mmを越す大雨となった。記録に

よると7～9の3日間で島田777mm、静岡679mm、藤枝は実に877mm（藤枝小学校調査）に達したと伝えている。藤枝市・岡部町の山間地では、1,200箇所を越える山崩れが発生し、特に被害が大きかったのは瀬戸川流域で、瀬戸谷で600箇所以上に達したという。河川は氾濫し瀬戸川本流での決壊は216箇所。藤枝・焼津のいたるところが湖水と変じ、多くの家屋や田畑が失われた。

この洪水の影響は支流の朝比奈川や葉梨川にも及び、朝比奈川の高田地先で堤防30間（約54m）が決壊し、その水は上藪田に流れ、葉梨川と合して下藪田・時ヶ谷・五十海は濁流に洗われ、広幡付近一帯も大湖水と化した。全域で30名もの死者が発生した。

町村名	瀬戸谷村	青島村	高洲村	焼津町	計
死者数	5	22	1	2	30

### 3 志太の堤防決壊（藤枝市史及び青島町史より）



瀬戸川決壊箇所【M22地形図】

8月6日、7日頃より雷と共に大粒の雨が断続的に降っていたが8日の夜半頃より雨の勢いがさらに強くなり、非常な豪雨となった。その上北東から南東の風も加わり、瞬時も止むことなく降り続いた。瀬戸川の増水甚だしく、9日の午前9時頃には各河川もほとんど満水となり、地域の人々は早朝より水防に努めた。その上、水源となっている山々で、激しい山崩れが起り、濁流が急激に押し寄せた。

志太において最高水位一丈五寸（3.20m）となり、午前9時20分頃瀬戸川に架けてあった勝草橋がまず落橋し、同じ頃字長藪の志太堤防が長さ84間（約150m）、字喜右衛門島の稲川堤防が長さ42間（約

75m）に渡って相次いで決壊した。

滔々たる瀬戸川の濁流は、この2大字をたちまちにして濁流の内に包み、150余戸の戸数を持つ志太・稲川（瀬戸川右岸側にも当時稲川があった）では60余戸が激流に流され、溺死者22名を出し、数十戸が土砂に埋まり、破損しない家は一軒も無かった。

水勢は遠く南新屋・青木・前島に達し、交通は全く杜絶した。さらに内瀬戸谷川や栃山川からも出水があり、東海道線以北は一面濁流に覆われた。東海道付近では水深が1m以上に達し、往來に船が必要となるほどだった。

被災状況	溺死者	負傷者	流出家屋	全壊家屋	半壊家屋	床上・床下浸水
青島村	22名	5名	61戸	18戸	50戸	500戸

※溺死者は藤枝市史に合わせた。

避難の機会を逸し流失の危機に瀕した住民は、微高地の稲川観音堂（現葦中観音堂）などに一時避難した。現在、志太4丁目にある葦中観音堂には、この時溺死した方々の追悼碑が建立されている。洪水の際、この観音堂は浸水の被害から免れたことから「水除観音」と称され、近隣の人々の信仰が篤くなったという。



葦中観音堂 追悼碑

## 4 中山・滝沢の惨状

前述した『水源となっている山々で、激しい山崩れが起こり、濁流が急激に押し寄せた。』とある水源とは主に瀬戸谷の中山・滝沢地区だった。郷土史『瀬戸屋の歴史』よりその惨状を紹介する。

明治43年、瀬戸川の大水害は、瀬戸谷の歴史に残る特筆すべき未曾有の大水害であった。特に中山、滝沢の所知沢・市井沢の崩壊、千葉沢の山津波、紺屋・諏訪沢の崩壊、その惨状は筆舌に余りあると伝えられる。しかし、水害後、既に百年余を経ているので、その惨状を具体的に記すことはできない。現

在残る最も具体的な記録は、『瀬戸谷村誌』（大正2年発行）以外にはないので、『村誌』の記録を転記した形の記録に留める。

明治43年8月7日午後4時、俄に降り出した豪雨は、9日になるといっそう熾烈を極めた。そのため諸河川の流水は各所で溢れ、瀬戸川の水量は激増し、午前7時頃より山岳各所で山崩れを見るに至った。多くの村人は豪雨におびえ、安全地帯を求めて避難した。

7日	16時	南海上に台風が接近し、降雨は熾烈となった。
9日	7時	この地区で山崩れが発生し始める。
	15時	中山の千葉沢で40町歩の山津波発生。滝沢川を遮断。 滝沢の市井沢・所知沢でも溪流・山腹崩壊発生。竹野川を遮断。
10日	4時	紺屋村の字諏訪沢樽下及びカラ沢等の山腹崩壊。
11日		降雨続く

9日午後3時、一大音響と共に千葉沢の山岳約40町歩が大崩壊し、巨岩・土石が山津波をなして押し出し、砂礫を飛ばし民家を圧倒・埋没させ、滝沢川の激流を遮断した。そのために濁流は溢れ、一帯の田畑を泥海と化して、瞬時にして中山地区の十数戸を流出させた。その余勢は第一小学校（現中山公園）にまで及び、まさにこれを呑まんとする勢いだった。

ために校舎の一隅は傾斜の憂き目にさらされた。

家屋の全壊・半壊・埋没・流失が相次ぎ、流るる人、死する人、逃げる人、あるいは流るる者を救わんとする者、助けを求む人の声、親を呼ぶ子の叫び、子を尋ねる親の声、あわれ凄絶なる光景、惨憺たるとして目も当てられず。

中山区60戸の老幼男女、身を以て逃れたる者約200余人は、高台に居を構える勝治元吉方に避難した。滝沢方面に於いては、市井沢・所知沢が崩壊した。特に所知沢では、泥砂200間（約360m）を押し出し、野竹川の流路を遮断したため、野竹川は東西40間（約73m）、南北20間（約36m）の湖沼となり、決壊の危険性を増幅させた。さらに菩提山南部の人家殆んど全壊して、なお降雨益々激しさを増していた。

翌10日午前4時には、紺屋村の字諏訪沢樽下及びカラ沢等の山岳が、時に地轟きを立てて崩壊、山麓の土砂が民家と共に、高山寺門前より窪田に亘って延長50間（約90m）から120間（約218m）余押し出され、全壊家屋多数を出した。



中山・滝沢被災位置図

被災状況	溺死者	負傷者	流出家屋	全壊家屋	半壊家屋	床上・床下浸水
中山・滝沢	5名	3名	32戸	12戸	9戸	120戸

## 5 瀬戸川の特徴

ここで瀬戸川の特徴について再確認しておきたいと思います。川の全長が26.4kmと短かい割に、源流の高根山標高約800mから、金吹橋(国1バイパス南)までの標高差はおよそ750m、延長16.4kmで平均勾配は4.5%超。日本一急勾配といわれる富山の常願寺川に匹敵する典型的な急流河川である。源流部に降った雨は、山間地を縫うように流れ一気に流れ下る。よって一端豪雨に見舞われると急勾配が影響し、水流は加速度が付き濁流に変わり、暴れ川と化して

しまう。

濁流により運ばれた土砂は金吹橋から下流の勾配の緩くなる平野部に堆積していった。そのため勝草橋付近では川底が住宅地より高くなる天井川を形成している。昔この付近の町名が河原町だったこともそのことを物語っている。瀬戸川の大水は、2、3年置きに周期的に襲うが、大災害を伴う大洪水は、瀬戸谷の歴史を紐解く限り、約50年に1回ほどの周期で襲っているという。

## 6 最近の豪雨災害

最近、地球温暖化に伴い台風は大型で強くなり、梅雨時の雨量は拡大の一途を辿って大雨特別警報が発表される機会が増している。大規模な洪水や山崩れなどの自然災害が、毎年日本の各地で発生し、ニュースで報道されている。

ここ数年でも、令和2年7月には九州を中心に総雨量1000mmを越す集中豪雨が発生した。特に熊本県では球磨川が氾濫し、球磨村の特別養護老人ホームが被災されるなど県内で65人が亡くなっている。

また、一昨年10月、伊豆半島に上陸した台風19号では、東京都の多摩川が氾濫。長野県の千曲川、福島・宮城両県を流れる阿武隈川で堤防が決壊し、広く浸水して犠牲者が出た。このように最近の大洪水の事例は枚挙にいとまがない。

静岡県では昭和49年7月の七夕豪雨で静岡市内の日降水量508mmとなり、この地域では未曾有の豪雨だった。また、明治43年の藤枝での3日間の総雨量は877mmの大雨が降ったとされる。

## 7 豪雨災害に備える

今後、明治43年の雨に匹敵するような大雨がこの地で発生する可能性は十分考えられる。明治43年の際は、瀬戸川中流域で大雨が降ったが、これが源流部の高根山周辺で降った場合、急勾配が影響し下流部への濁流は更に強力なものとなるだろう。

こうした豪雨に見舞われ、万が一堤防が決壊したり、あふれた場合、志太平野は都市化が進む前の昔の瀬戸川の流れ・地形を思い出し、洪水の道を作ってしまう。私たちが住む志太平野は、氾濫が繰り返され「自然堤防」や「後背湿地」が形成された。今はその面影がなくても、昔の流れには再び水が戻り、後背湿地は水没する危険性がある。したがって、まずは自分が今住んでいるところが、どんなところだったのか知っておくことが重要だと思う。

そのための資料として「地形分類図」がある。国土地理院の「地理院地図の使い方」などのウェブサイトから見るができる。その中の「災害リスク

がわかる地図が見られる」を順次選択していくと「地形分類図」に行き着く。昔の地形を確認することにより、その地に潜む危険性を把握し避難行動につなげることができる。

さらに、市役所から提供されているハザードマップを確認し、いざという時の対応を常日頃から家族で考えておくことが必要ではないか。警戒レベルが上がった場合、安全な避難場所を想定しておくことが人的被害を無くす術ではないかと最近の洪水ニュースを見るたびに思う。明治の大洪水では葦中観音堂に逃げ九死に一生を得た人達がいいたといわれます。この葦中観音堂に相当する身近な場所を今から探しておくことが大切ではないか。

明治43年の大洪水から、最後恐ろしい話になってしまいましたが、皆様の防災意識にお役立ていただければ幸いです。

# 申告書の作成・送信は **自宅で** 国税庁ホームページから！

## STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告



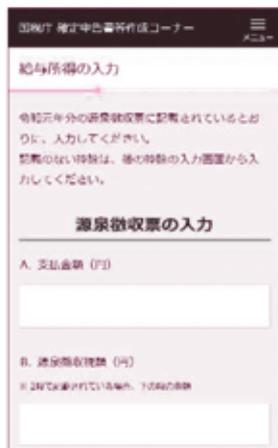
スマートフォンはこちらから→

確定申告書作成コーナーの  
利用者の感想  
94%の方が役立つ  
と回答

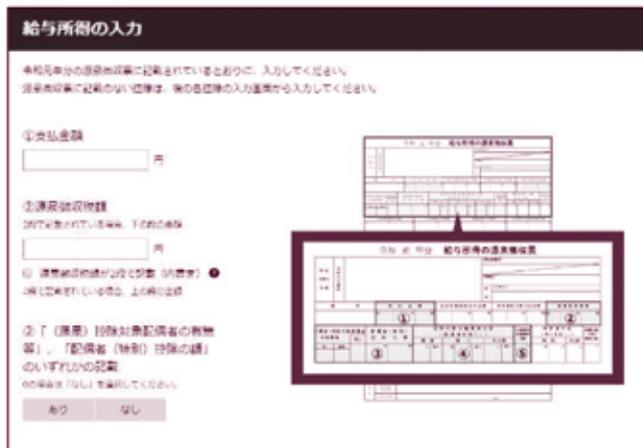
確定申告書作成コーナーの  
利用率

3人に2人が利用

## STEP 2 申告書を作成

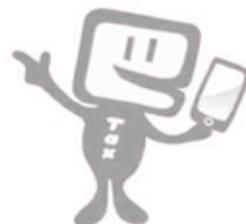


スマホ専用画面



パソコン画面

パソコン、スマートフォンなどから画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます！



※ 65万円の青色申告特別控除を受ける場合など一部の方はスマートフォンでは作成できません。

※ 画面は令和元年年分のものです。

## STEP 3 申告書を送信

### マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

#### ① マイナンバーカード



取得方法は裏面  
を見てね！



#### ② ICカードリーダーライター 又は マイナンバーカード読取対応のスマートフォン



又は



ICカードリーダーライターとして代用できる端末は一部のAndroid端末のみ  
対応端末の一覧はこちらから！

※ 印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

### IDとパスワードで送信



ID・PW  
が目印

- ・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。
- ・既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。  
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

# 国税庁ホームページはこんなに便利！

## マイナポータルを使えば、データが自動入力されます



マイナンバーカードを使って「マイナポータル」から生命保険料控除証明書などの申告に必要な情報をまとめて取得でき、申告書の作成時に証明書の金額・発行元の情報などが自動入力されます。

(注) ご利用に当たっては、事前準備が必要です。  
詳しくは、国税庁ホームページの「マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告の簡便化」をご確認ください。



詳しくはこちら！

## Google Chrome が使えます



令和3年1月以降、パソコンをご利用の方は「Google Chrome」でも、国税庁ホームページからマイナンバーカードでe-Tax送信ができます。

(注) Windowsのみの対応であり、macOSには対応していません。  
また、ご利用に当たってはマイナポータルAPのインストールが必要です。

## 困ったら" ふたば " にご相談ください ※令和3年1月公開予定



税務職員  
ふたば

申告書の作成でお困りのときは、「税務相談チャットボット」にご相談ください。ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。

チャットボットで解決しない場合は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」をご確認いただくか、電話でお問い合わせください。

お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。



スマホでの相談  
はこちらから！

## マイナンバーカードでできることって？

マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。また、マイナンバーカードでログインすれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。

### マイナンバーカードの取得方法

スマートフォン・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。

詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。



スマホによる申請  
はこちらから！

マイナンバーカード 取得方法

Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。  
Windowsの名称は、米国及び他の国々で登録された米国Microsoft Corporationの商標です。  
macOSの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。



国税庁 法人番号7000012050002

R2.9

国税の納付は、  
**簡単・便利な**

# ダイレクト納付 をご利用ください



e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報の登録をした後に、簡単な操作で、あらかじめ届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の手段です。



↑  
詳しくはこちら

## 簡単

- インターネットを利用できる端末があれば、利用可能です!
- インターネットバンキングの契約は不要!
- e-Taxの利用者識別番号 (ID) と暗証番号 (PW) のみで納付手続きが行えます!
- ▶**電子証明書の添付やICカードリーダーは不要です!**

## 便利

- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません!
- ▶**源泉所得税を毎月納付している方に便利です!**
- 即時又は納付日を指定して納付することができます!
- 税理士が納税者に代わって納付手続きを行うことができます!
- 納付する際に、預貯金口座を選択できます!
- 納期限前の計画的な納付 (予納) が簡単にできます!

### 地方税より 納付方法のご案内

- 「地方税共通納税システム」から、個人住民税 (特別徴収分) も電子納付をすることができます。  
詳しくはeLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧ください。  
※国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ手続が必要となります。  
なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

## ダイレクト納付を利用するには

### ▶▶▶ ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) でご確認ください。



### ▶▶▶ e-Taxの利用開始手続をする

e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください (即時発行されます)。

※既に利用者識別番号を取得済の方は二重に手続することのないようご注意ください。



### ▶▶▶ ダイレクト納付利用届出書を提出する

「ダイレクト納付利用届出書」にご利用を希望する預貯金口座を記載し、署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。

なお、納付する際に預貯金口座を選択するには、ご利用になられるすべての預貯金口座についてあらかじめ「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておく必要があります。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。メッセージボックスに登録完了メッセージが格納されるとダイレクト納付をご利用いただけます。

# ダイレクト納付の利用方法

- 1 e-Taxで電子申告等又は納付情報登録依頼を送信する  
事前にe-Taxへのメールアドレスのご登録をお勧めします。\*
- 2 メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する
- 3 「今すぐに納付される方」  
又は  
「納付日を指定される方」  
を選択する  
(注) ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。
- 4 納付状況を確認する  
「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。  
(注) 残高不足で納付が完了しなかった場合、必要な納税資金を入金していただいた上で、2の通知から再度ダイレクト納付を行うことが可能です。  
ダイレクト納付の一連の手続については、国税庁ホームページにある「ダイレクト納付手続マニュアル」をご覧ください。

「今すぐに納付される方」を選択  
届出をした預貯金口座から即時に振替が行われ、納付が完了します。

「納付日を指定される方」を選択  
届出をした預貯金口座から指定した日の朝に振替が行われ、納付が完了します。  
(注) 指定した日の朝、他の公共料金等の引落し等がある場合、残高不足になることがありますので、メッセージボックスの「ダイレクト納付完了通知」は必ずご確認ください。

「納付日を指定される方」を選択した場合は、  
指定した日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。



## おすすめ

※ダイレクト納付を利用する場合は、メッセージボックスに情報が格納された段階でメールでお知らせができるよう、e-Taxへのメールアドレスのご登録をお勧めします。メールアドレスは、e-Taxの利用者情報登録から登録できます。

# 「国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼 国税ダイレクト方式電子納税届出書」

## 記載要領

ダイレクト方式による電子納税を新規に利用される方又は届出内容を変更される方は、 内に必要事項を記載し、預貯金口座の届出印を押印後、**住所地等を所轄する税務署へ提出してください。**

※記載要領は、法人を例に示しています。

① 提出年月日を記載します。

② 提出先の税務署名を記載します。

⑤ 郵便番号、電話番号、預貯金口座に登録されている住所(所在地)を記載します。

⑥ 上記⑤の住所と申告書等に記載した住所が異なる場合には、申告書等に記載した住所を記載します。

⑦ 預貯金口座の名義とフリガナを記載します。  
【注】1 申告等を行う法人名義(本人名義)の口座に限りませ。  
2 口座名義に代表者氏名等(屋号等)が含まれている場合には、必ず代表者氏名等(屋号等)も記載してください。

⑧ 銀行等をご利用になる場合、金融機関の名称及び支店名等を記載し、預金種別を○で囲み、口座番号を記載します。  
なお、農協・漁協については、現在、ダイレクト納付は、ご利用できません。  
【注】お手持ちの口座の口座番号が7桁未満である場合は、お手数ですが頭部を○で埋めてください。  
(例) 0001234

⑨ ゆうちょ銀行をご利用になる場合、記号番号を記載します。  
【注】前半の記号は必ず5桁となります。また、後半の番号は左詰で記載してください。  
【記載例】  
1 総合口座・通常貯金・通常貯蓄貯金の場合  
2 振替口座の場合

国税ダイレクト方式電子納税依頼書  
兼 国税ダイレクト方式電子納税届出書

提出先(税務署名)

提出年月日

提出先(住所)

法人名義(代表者氏名)

住所(所在地)

法人名義(代表者氏名)

預貯金口座名義(フリガナ)

預貯金口座番号

銀行名

支店名

口座番号

届出印

③ 法人番号を記載します。  
※個人の方は個人番号の記載は不要です。

④ 法人名及び代表者氏名を記載し押印します。

⑩ ①から⑨までを記載後、**預貯金口座の届出印を押印(又は届出サイン)**します。  
印影が不鮮明な場合には、下の欄へ押印し直してください。

⑪ 利用者と金融機関及び税務署間の契約についての約定を必ずご確認ください。

# 森の力再生のため「森林づくり県民税」を負担いただいています

森林には「山崩れの防止」や「水を蓄える」などのさまざまな働き(森の力)があり、その恩恵は県民に広く及ぶ共有財産です。森の力を回復する取り組みに充てるため「森林づくり県民税」を県民のみみなさまに負担いただいています。

\* 課税期間：税額は変更せずに平成28年度から5年間延長させていただきました。さらに今後令和3年度から5年間延長させていただく予定です。

豊かな森林は、良質な水を生み出します。

下流域にお住まいの方も豊かな水の恩恵が受けられます。

整備された森林は土砂崩れなども防ぎます。

県民共通の財産である森林を、県民が守り育てています。

年400円  
個人県民税均等割に上乗せ

納める人

- ・県内に住所を有する人
- ・県内に住所がない人で県内に事務所等がある人

納める法人

- ・県内に事務所・事業所等がある法人

年1,000~40,000円  
法人県民税均等割の税率に5%を上乗せ

## 《 森の力再生事業 》

### 間伐が遅れた人工林を手入れします

日光が入らず暗くなったスギやヒノキの人工林では、下草や広葉樹の生育を促すように間伐します。

### 災害にあった森林を復旧します

台風等により倒れたスギやヒノキの森林では、大雨による流出で被害が拡大しないように片付けます。

### 放置された竹林や広葉樹林を手入れします

都市近郊の放置された竹林は、周囲の住宅や畑、森林に侵入しないように伐採します。また大きくなりすぎた広葉樹林を間伐します。

## 「森の力」は回復しています！



#### 【森林づくり県民税の仕組みに関すること】

静岡県経営管理部税務課 054-221-2337  
藤枝財務事務所管理課 054-644-9120

#### 【森の力再生事業(使い道)に関すること】

静岡県経済産業部森林計画課 054-221-2613  
志太権原農林事務所森林整備課 054-644-9243

令和3年1月1日現在

東海税理士会藤枝支部会員名簿 (支部入会順)

 増田武治 藤枝市田沼3 ☎636-1287	 田中徳治 焼津市上新田 ☎622-6836	 小林宏旨 焼津市三ヶ名 ☎629-6711	 今本 昇 焼津市焼津1 ☎628-1776	 中野正勝 焼津市焼津1 ☎626-8661	 杉井裕郎 焼津市三右衛門新田 ☎623-1881	 伊藤恒夫 焼津市大新島 ☎635-5615	 大石準二 焼津市八橋4 ☎628-2812	 河野正彦 焼津市駅前2 ☎641-2725	 笠原敏幸 焼津市藤岡5 ☎643-6069	 吉田雄一 焼津市東小川8 ☎629-6663	 藤浪良昭 焼津市三ヶ名 ☎629-5270	 大石康夫 焼津市西焼津 ☎627-5022
 深澤美恵子 焼津市田尻北 ☎624-2794	 鈴木國弘 焼津市駅北1 ☎627-9638	 増田富三 焼津市岡出山2 ☎641-2215	 藪崎正則 焼津市小土 ☎626-9823	 吉川 始 焼津市大新島 ☎634-2570	 澤村 守 焼津市谷福葉 ☎644-7845	 片山享一 焼津市下之郷 ☎638-3766	 森田鋼太郎 焼津市石津 ☎624-3763	 仲田 勇 焼津市高岡2 ☎636-1199	 青島孝之 焼津市岡出山1 ☎637-9803	 増田章一 焼津市福川 ☎641-6845	 安井博史 焼津市東小川6 ☎627-5261	 高野佳和 焼津市岡部町内容 ☎667-3253
 増田和宏 焼津市青木1 ☎643-3771	 小倉寿美 焼津市焼津4 ☎659-1717	 山崎恵三 焼津市高柳1 ☎631-7539	 吉田道明 焼津市小石川町1 ☎689-3196	 青木 敬 焼津市岡当目 ☎627-9851	 平井幸子 焼津市栄町3 ☎626-5711	 小長谷智子 焼津市与惣次 ☎624-0268	 遠藤次男 焼津市中新田 ☎624-1885	 増田貴行 焼津市本町1 ☎643-5151	 内藤良彦 焼津市郡1 ☎646-8890	 増田良子 焼津市青木1 ☎643-3771	 岩崎卓夫 焼津市駅前1 ☎646-7701	 梅田健司 焼津市宗高 ☎622-3295
 沼野和吉 焼津市藤枝4 ☎641-4386	 内田晴巳 焼津市高洲 ☎635-8022	 大畑雅子 焼津市駅北1 ☎627-9638	 渡邊義博 焼津市水上 ☎645-4571	 笠原大輔 焼津市藤岡5 ☎643-6069	 伊藤裕一郎 焼津市田沼4 ☎637-2534	 宇田武房 焼津市志太2 ☎644-4627	 森 祐輔 焼津市東小川7 ☎628-7973	 多々良信彦 焼津市小川7 ☎628-7973	 落合孝康 焼津市小川 ☎624-7171	 小林敏樹 焼津市青葉町2 ☎636-7952	 岡村正雄 焼津市上小杉 ☎662-1391	 大石 誠 焼津市前島1 ☎639-5139
 三岡厚文 焼津市岡出山2 ☎270-8861	 杉原一雄 焼津市平島 ☎270-3719	 松原隆宣 焼津市天町3 ☎639-5570	 平野純也 焼津市三ヶ名 ☎646-4700	 山崎義和 焼津市三ヶ名 ☎629-6711	 鈴木和臣 焼津市藤枝5 ☎270-5741	 内山勝浩 焼津市大栄町2 ☎628-5372	 飯塚理恵 焼津市田沼1 ☎634-3570	 山本浩幸 焼津市下小田 ☎624-0962	 石村正美 焼津市上小田 ☎207-7064	 吉田公輔 焼津市東小川8 ☎629-6663	 井上香織 焼津市志太2 ☎631-5258	 池田佳通 焼津市岡出山1 ☎646-3388
 宮崎博史 焼津市高岡1 ☎636-5102	 吉田和弘 焼津市小石川町1 ☎689-3196	 浅井伸也 焼津市前島3 ☎631-5152	 天野 貢 焼津市駅前2 ☎641-4898	 大野克治 焼津市三ヶ名 ☎629-5270	 三橋重継 焼津市駅前2 ☎631-6346	 山崎晃弘 焼津市藤岡5 ☎643-6069	 村松克彦 焼津市駅前2 ☎644-3511	 名倉秀俊 焼津市高柳2 ☎637-3080	 油井孝介 焼津市東小川6 ☎627-5261	 太田容子 焼津市高岡2 ☎643-1199	 片川和樹 焼津市焼津1 ☎628-2626	 片川真理子 焼津市焼津1 ☎628-2626
 藪崎大介 焼津市大島 ☎625-7022	 下川大地 焼津市高柳2 ☎637-3080	 山梨英亮 焼津市東小川7 ☎628-7973	 野島由美子 焼津市高岡1 ☎631-9160	 若杉直彦 焼津市音羽町3 ☎641-0577	 田村博和 焼津市駅前1 ☎631-5811	 平井寛子 焼津市上新田 ☎622-6836	 神間賢治 焼津市東小川7 ☎628-7973	 内川正樹 焼津市大村1 ☎660-1019	 澤本善彦 焼津市音羽町5 ☎090-1864-7639	 首根直章 焼津市立花1 ☎643-2112	 杉井裕士 焼津市三右衛門新田 ☎623-1881	 秋山啓司 焼津市大島 ☎625-7022

 小木理弘 焼津市田沼3 ☎639-6766	 鍋田和孝 焼津市小石川町2 ☎641-1573	 大石龍哉 焼津市西焼津 ☎627-5022	 岩崎美穂 焼津市田沼3 ☎639-6766	 平井俊光 焼津市上新田 ☎622-6836	 伊藤文子 焼津市下藪田 ☎648-1511	 鈴木智昭 焼津市藤枝4 ☎641-4386	 平岩成哉 焼津市藤岡1 ☎644-7219	 榊原 巧 焼津市西焼津 ☎627-5022
---------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------

お問い合わせは  
**焼津商工会議所会館2階**  
**税理士会税務相談所へ**  
**電話 (628) 2250**  
 ※税理士会では無料税務相談を行っております。

<b>あおい税理士法人</b> 焼津市東小川7 ☎628-7973 社員 森 祐輔 多々良信彦 山梨英亮 神間賢治	<b>税理士法人 法理舎</b> 焼津市高柳2 ☎637-3080 社員 名倉秀俊 下川大地	<b>税理士法人 ペガサス</b> 焼津市田沼3 ☎639-6766 社員 小木理弘 岩崎美穂
<b>税理士法人 山本事務所</b> 焼津市下小田 ☎624-0962 社員 山本浩幸	<b>田中会計税理士法人</b> 焼津市上新田 ☎622-6836 社員 田中徳治 平井寛子 平井俊光	<b>久遠税理士法人</b> 焼津市駅北1 ☎627-9638 社員 鈴木國弘 大畑雅子

(本ページは税理士会提供記事)



# 新 入 会 員 紹 介



～ご入会ありがとうございました～

令和2年8月6日～12月22日

法 人 名	所 在 地	紹 介 者
-------	-------	-------

## 藤枝地区

医療法人社団恭英会	藤枝市本町2丁目1-39	しずおか焼津信用金庫 藤枝中央支店
藤枝駅前商店街振興組合	藤枝市駅前1丁目6-20	(株)共立アイコム
(株)ユニボ	藤枝市築地837落合第2ビル3F	(有)静岡経営労務管理センター
(有)ホープ・プロダクト	藤枝市横内2250	静清信用金庫 藤枝支店
(株)W I	藤枝市高柳1605	しずおか焼津信用金庫 高洲支店
(株)彪乎屋	藤枝市善左衛門2丁目14-42	しずおか焼津信用金庫 豊田支店
(有)山下ラジオ店	藤枝市下之郷115	しずおか焼津信用金庫 いかるみ支店
(有)鈴木研磨工業所	藤枝市高柳1989-6	しずおか焼津信用金庫 西焼津支店
(株)REVA不動産	藤枝市水守3丁目21-7	(株)藤枝江崎新聞店
タケシマ物産(株)	藤枝市高柳1丁目21-43	しずおか焼津信用金庫 高洲支店
(株)メルシー島田	藤枝市岡部町岡部1-1	しずおか焼津信用金庫 岡部支店
医療法人社団医進会	藤枝市高洲781	静清信用金庫 高洲支店
アラジンジャパン(株)	藤枝市駿河台2丁目14-17	静清信用金庫 高洲支店
(株)不動産のレモン	藤枝市茶町3丁目2-8-1号	しずおか焼津信用金庫 藤枝上支店
(同)太陽ホスピタリティ	藤枝市青葉町2丁目15-25	(有)静岡経営労務管理センター
(株)志太フラワー	藤枝市志太3丁目17-5	しずおか焼津信用金庫 志太支店
(株)コネクト	藤枝市小石川町2丁目14-5	しずおか焼津信用金庫 藤枝駅支店
(株)ポーザー	藤枝市青南町3丁目2-18	しずおか焼津信用金庫 前島支店
アルムヒューマン東海(株)	藤枝市前島1丁目7-55	しずおか焼津信用金庫 前島支店
(株)蓮 耀	藤枝市岡部町三輪1349-5	しずおか焼津信用金庫 藤枝水守支店
(有)石部製菓	藤枝市青南町4丁目9-40	静岡銀行 藤枝駅支店
医療法人社団祥歯会	藤枝市田沼3丁目6-5	しずおか焼津信用金庫 藤枝支店
フレンドシッププラン(有)	藤枝市瀬戸新屋286-6	しずおか焼津信用金庫 藤枝駅支店
(株)ほりもとや	藤枝市駅前3丁目2-7	大同生命保険(株)
(株)こわた商会	藤枝市志太2丁目1-27	しずおか焼津信用金庫 志太支店
(同)エスユーザーサービス	藤枝市上藪田75-28	しずおか焼津信用金庫 いかるみ支店
(株)長寿郎	藤枝市仮宿710-38	静清信用金庫 焼津支店
OKAGESAMA(株)	藤枝市水上130-1	清水銀行 藤枝支店
(株)Hopeful farm	藤枝市田沼1丁目3-27-303号	島田掛川信用金庫 藤枝支店
(株)紅	藤枝市青南町1丁目9-16	しずおか焼津信用金庫 藤枝支店
(株)マルタカテクノ	藤枝市八幡550-1	静岡銀行 藤枝支店
(株)赤堀技研	藤枝市上青島177-3	静岡銀行 藤枝駅支店
知見舗装(株)	藤枝市岡部町三輪986-7	(株)山田組

## 焼津地区

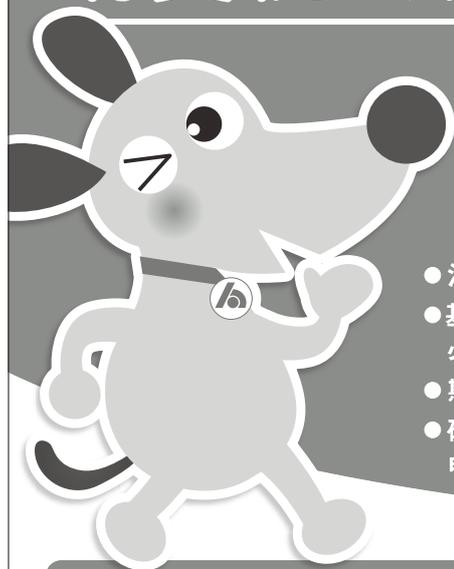
(株)SUN	焼津市塩津236-25	AIG損害保険(株)
(株)norizuki	焼津市大島196-3	しずおか焼津信用金庫 大富支店
(株)SKI	焼津市小土1098-7	しずおか焼津信用金庫 豊田支店
(株)VIOZ	焼津市中島766	事務局
(株)山友	焼津市城之腰22-1	しずおか焼津信用金庫 中央支店
SST(株)	焼津市中里539-3	しずおか焼津信用金庫 焼津支店
SDDR(同)	焼津市栴宜島138-4	しずおか焼津信用金庫 大富支店
(株)杉本冷熱	焼津市西島345-4	しずおか焼津信用金庫 大井川支店
(株)ブレイブ	焼津市下江留859-1	しずおか焼津信用金庫 大井川支店
(株)支合	焼津市大覚寺1丁目5-10-105号	しずおか焼津信用金庫 藤枝水守支店
カネジウ食品(株)	焼津市吉永7-1	しずおか焼津信用金庫 まるせい営業部
(有)トミヤ	焼津市中港2丁目5-2	しずおか焼津信用金庫 まるせい営業部
(株)松永製作所	焼津市駅北5丁目10-5	しずおか焼津信用金庫 まるせい営業部
セイウフーズ(株)	焼津市中根新田998	静岡銀行 焼津支店
(株)SA工業	焼津市大覚寺19-10	しずおか焼津信用金庫 焼津北支店
(株)プロジェクトデザイン	焼津市駅北1丁目2-15	しずおか焼津信用金庫 焼津北支店
(株)田口設備	焼津市上小杉887-96	しずおか焼津信用金庫 道原支店
(株)寿し誠	焼津市小柳津536-1	しずおか焼津信用金庫 大住支店

(株) One-Leaf	焼津市上小杉 887-45	しずおか焼津信用金庫 道原支店
(株) 志太環境ルネッサンス	焼津市中新田 1635-1	(株) エクノスワタナベ
(株) RESTORE	焼津市坂本 262-4	静岡銀行 焼津支店
(株) 栗林組	焼津市中里 718-8	しずおか焼津信用金庫 焼津西支店
中部観光バス (株)	焼津市岡当目 86-3	しずおか焼津信用金庫 焼津支店
(株) 佐野工業	焼津市柳新屋 126-2	しずおか焼津信用金庫 西焼津支店
(株) スムサービス	焼津市高新田 2411-1	静清信用金庫 石津支店
鈴木熔接 (株)	焼津市保福島 567	しずおか焼津信用金庫 藤枝中央支店
(一社) 焼津水産会	焼津市小川 3392-9	しずおか焼津信用金庫 石津支店
医療法人社団青藍会	焼津市西焼津 32-8	静清信用金庫 西焼津支店
(株) フミ工業	焼津市三右衛門新田 175-6	静清信用金庫 西焼津支店
(株) サイダ・UMS	焼津市栄町 3丁目 6-9	静岡銀行 焼津支店
(有) マルマタフーズ	焼津市焼津 5丁目 7-12	しずおか焼津信用金庫 中央支店
(株) ケー・エス・アイ	焼津市東小川 3丁目 10-25	静清信用金庫 焼津支店
(株) カネヒロ東海	焼津市関方 378-1	しずおか焼津信用金庫 さかなセンター支店
(株) 幸せのトビラ KI・KO・RI	焼津市三右衛門新田 613	静岡銀行 焼津支店
(株) ヤマソウ水産	焼津市八桶 2丁目 19-1	しずおか焼津信用金庫 さかなセンター支店
(株) 田中工業	藤枝市堀之内 366	しずおか焼津信用金庫 藤枝支店
(有) 増田自動車	焼津市大住 1179	しずおか焼津信用金庫 大住支店
益新 (株)	焼津市下小田 250-4	しずおか焼津信用金庫 焼津西支店
(株) TSC	焼津市三和 957-1	しずおか焼津信用金庫 田尻支店
(株) クオリティライフ	焼津市本町 2丁目 11-12	青島ポンプ工業(株)
誠商事 (株)	焼津市吉永 2021-3	静岡銀行 大井川支店

その他の地区

トレードパートナーズ (株)	静岡市清水区桜が丘町 10-18	しずおか焼津信用金庫 石津支店
3V小水力発電 (株)	茅野市豊平 10222-28	静岡銀行 藤枝支店
(株) カネゴ	榛原郡吉田町川尻 1934-1	しずおか焼津信用金庫 田尻支店

# 消費税の期限内納付を忘れずに。



消費税には申告・納付期限<sup>(※1)</sup>があります。

申告・納付には e-Tax<sup>(※2)</sup>が利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です<sup>(※2)</sup>。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額<sup>(※3)</sup>に応じて中間申告・納付が必要となります。

期限内納付が難しい場合は、所轄の税務署(徴収担当)へご相談ください。<sup>(※4)</sup>

直前の課税期間の確定消費税額 <sup>(※3)</sup>	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) <sup>(※5)</sup>



※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。  
 ※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。  
 ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。 ※4 税務署に申請することにより、納税が猶予される制度があります。  
 ※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

# 新しい働き方、テレワークの表と裏

産業カウンセラー 柏木勇一

## ◆在宅勤務はストレス、出社したほうがいいと訴えた社員

この小見出しを読んで、意外だな、と思った方は多いと思います。コロナ禍への対応として多くの職場がテレワーク、在宅で仕事をする働き方を取り入れました。ある食品会社の営業担当、40代前半のAさんは、7人のチームのチーフ。3割出社という会社の方針に従いましたが、同僚との意思疎通のためには、出社した方がスムーズにきました。顧客対応も直接の話し合いが有効でした。在宅はひとり勤務。電話やFAX、そしてインターネット、ZOOMなどのコミュニケーションツールを使います。操作自体は慣れても、一人で決断を求められる場合は迷います。「自宅だから楽でしょう」と周りからは思われてきましたが、Aさんは「ひとりではキツイ、逆にストレスです」と訴えたのです。ストレス発散の場は、出社した時に部署が違うたくさん仲間との会話だったと話しました。皮肉な訴えのようですが、大きな教訓を含んだ言葉でした。

## ◆テレワークにもメリットと心配な面があります

新型コロナ感染拡大防止で専門医から提唱されたのが「3密回避」でした。すでに多くの方の生活に定着しており、改めて説明する必要はないでしょう。職場でも、密閉と密接に気をつかい、そして通勤電車の人混みを避ける目的もあり、在宅勤務が広がりました。情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方がテレワークです。Aさん自身、Webで上司との打ち合わせをやり、メンバーとのテレビ会議にも取り組んでいました。テレワークには、在宅ワーク、モバイルワーク、施設利用のワークなどがあり、Aさんの会社も場面に応じて活用していると話してくれました。

国も積極的活用を提唱してきました。企業のメリットとしては、オフィスコストの削減、働く側にとっては、通勤時間がないための有効な時間利用、そしてワークライフバランスの拡大などがあげられています。業種によっては、顧客対応が迅速に進むメリットを上げるケースもあります。一方で、Aさんが語る「孤立状態で判断を求められる、ことは新たなストレスとして無視できません。何事にも表と裏があることを示しています。

## ◆コミュニケーションの形態は職場によっても異なります

コミュニケーションには伝達感と伝達度があります。内容が相手にちゃんと伝わった、と感じるのが伝達感。内容が正確に伝わっていることが伝達度です。伝える内容にもよりますが、伝達感是对面、伝達度は非対面コミュニケーションが高いと言われております。情報処理上の理論としてのテレワークのメリットです。一方、心理学の側面からは、対面コミュニケーションの効果として、相手の表情を見て反応をうかがいながら「分かりあえる関係」を築くことを上げています。広がる在宅勤務の心配な点として、話し相手がいない孤独な場が長く続くと、感情の停止・劣化が上げられています。喜怒哀楽があつての人生です。効率化を求めることで、人としての大事な要素がないがしろにされることは避けなければいけません。Aさんの訴えを一人ひとりに考えていただきたいと思います。

いうまでもなく、在宅勤務ではできない職種はたくさんあります。生産工場、運送業など、私たちの暮らしは、現場で苦勞している人たちに支えられていることは忘れないように。働き方改革が長く叫ばれていますが、一律ではありません。自分たちの職場はどうあるべきか、皆さんで話し合って進めていただきたいと思います。

【筆者紹介】柏木勇一(かしばぎ・ゆういち)1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

## (公社) 藤枝法人会 令和3年度年会費について

令和3年度の年会費につきまして、6月10日(木)にご指定頂いている口座から引落しをさせていただきますので、誠に恐縮ではございますが、前日までに口座へご用意くださいますようお願い申し上げます。

※引落口座の変更をご希望される会員様につきましては、3月26日(金)までに、法人会事務局(電話643-8410)へご連絡ください。

※資本金変更の際も、3月26日(金)までに事務局へご連絡ください。

### ■取扱い金融機関

静岡銀行	スルガ銀行	清水銀行	静岡中央銀行
静岡信用金庫	島田信用金庫	しずおか焼津信用金庫	大井川農協

### ■(公社) 藤枝法人会会費区分

会費種別	資本金	年 額
正会員	100万円以下	3,000円
	100万円超 500万円以下	6,000円
	500万円超 3,000万円以下	9,000円
	3,000万円超 1億円以下	15,000円
	1億円超	30,000円
	子会社	1,000円
賛助会員	学校法人、宗教法人、公益法人等	3,000円
	支店法人・営業所等	5,000円
	個人	3,000円

## 松風閣の仕出し料理

皆さまへ松風閣の味覚をお届けします！

ご注文は合計10個より、3日前18:00まで承ります。

【配達も対応！】エリアは、静岡市～島田市・吉田町  
お届け時間／11:00～16:00



①松濤 しょうとう  
8,640円



②風雅 ふうが  
5,400円



③閣陽 かくよう  
3,240円



⑤華籠 はなご  
5,400円



④味彩 あじさい  
3,240円



ホテルアンビア松風閣

ご予約 **054-628-3131** (9:00~20:00)

仕入状況により内容を変更する場合がございます。  
料金には消費税8%が含まれています。

死亡保障

高度障がい保障

傷害後遺障がい保障

傷害医療費用保障

傷害休業保障

入院保障

手術保障

傷害通院保障

疾病入院医療費用保障

疾病入院療養一時金保障

事業承継相談費用保障

# 色々あるから総合保障。

経営者を取り囲むリスクは1つではありません。

まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※  
幅広い保障を

ぜひお役立てください。

※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。



法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度  
**企業保障プラン**  
**総合型V<sup>+</sup>Mタイプ**  
(大同生命の定期保険+  
AIG損保のベーシック傷害保険) (大同生命の保険料払込中  
無解約払戻金型)

**DJIDO** 大同生命保険株式会社

静岡支社/  
静岡県静岡市葵区黒金町59-6(大同生命静岡ビル4F)  
TEL 054-253-3191

**AIG** AIG損害保険株式会社

静岡支店/  
静岡県静岡市葵区黒金町20-1(富士火災静岡ビル5F)  
TEL 054-255-5141

- ◎この資料は2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- ◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。



AIG 損保

企業防衛・福利厚生目的に  
法人会のビジネスガードシリーズ

地域社会に貢献する

**法人会の自動車保険**

AIG損害保険株式会社は、  
充実の補償とサービスで、法人会の会員企業を  
自動車に関する様々なリスクからお守りします。



この広告は保険の概要をご説明したものです。

**AIG損害保険株式会社**

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20  
03-6848-8500  
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)  
<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

**静岡支店**

〒420-0851  
静岡県静岡市葵区黒金町20-1  
TEL. 054-255-5141 FAX. 054-686-1208  
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています!

Aflac

本サービスは、アフラックの提携先  
(株式会社メディカルノート)が  
提供します。

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

# ネット医療相談サービスのご案内

## 病気や身体のことを気軽に 相談できる専門医はいますか?

例えばこのようなとき…



痛みが  
長続きしている



健康診断の結果を  
見てもよくわからない



病院選びの  
基準がわからない



家族の体調が心配

## プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、  
おひとり様**月1件のご相談まで無料で**  
利用いただけます。

- 納得いくまで何回でも追加質問できます。\*
- 24時間いつでも相談可能です。  
(回答には3~24時間程度かかります)

\*月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2020年6月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。



【お問い合わせ】株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp



Medical Note

本サービスは、アフラックの提携先である株式会社メディカルノートが提供するものです。  
お問い合わせは直接当社にお願いいたします。